

エミール

平成17年9月20日
四季報（通巻第6号）

発行：三重県児童相談センター
電話059-231-5666

「今後の児童家庭相談体制のあり方に関する研究会」に参加して

児童相談センター所長 上廣 正男

児童家庭相談に応じることを市町村の業務とするなどを内容とする改正児童福祉法が本年4月から施行されましたが、改正の趣旨にそった地域での児童家庭相談体制の強化・充実に向けたあり方を展望するため、本年2月から、厚生労働省において山縣大阪市立大学教授を座長とする研究会が開催されています。

研究会メンバーは、児童相談所、市町村、里親、児童養護施設の各代表、弁護士、医師、大学の教授等15名で構成されています。

私は、三重県が児童相談センターという他県と変わった取り組みをしているということで参加させてもらいました。

先日「中間的な議論の整理」として、これまでの議論の内容が公表されましたが、議論が児童相談所を中心とした内容となっています。

これから、市町村における児童家庭相談体制の整備にむけて議論され、年末には最終報告書がとりまとめられると思います。

議論の中身は「中間的な議論の整理」と詳細の議事録が厚生労働省のホームページにありますので割愛させていただき、特に気になった点について述べてみたいと思います。

一つに、中間報告の「児童相談所の組織体制」のところで組織運営を地区担当制から虐待対応等に専門特化することが記載されています。このことについては、論の分かれるところであり、研究会でも時間をかけて議論されました。

専門特化させる理由として、児童福祉法の改正により、市町村が児童相談の第一義的相談窓口となり、児童相談所は専門的、後方支援機関として位置づけられました。

その役割を果たすためには、市町村を上回る専門性を身につける必要があり、専門特化せざるを得ないのではないかと感じています。

また、児童虐待等重篤なケースに対応するためには、従来の自己完結型の業務遂行では問題は解決しない状況にあり、多くの関係機関との連携が必要不可欠となっている。

各専門機関と対等に協議し、協働して仕事をしていくためには、高い専門性を身につけないと相手にされない状況にある。ある委員は、「児童相談所職員が虐待について知識も経験もなく相談にくるが、話にならない。」と児童相談所職員の専門性の不足を嘆いていました。

反論として、専門特化することにより、児童相談に係わる職員が幅広い知識、技能を身につける機会がなくなる。また、虐待対応等は、非常にストレスのかかる業務であり、エネルギーの必要とする業務である。その反面、仕事の達成感が得られにくく、日々の業務のなかでエネルギーをなくし、バーンアウトしてしまう職員が多く見られる。ということです。

これに対して、専門特化する前提として、児童相談所職員の専門職採用と十分に研修期間が保障されることが大切である。ベースの部分として、家庭裁判所の調査官のように職員の専門化をはかるシステムが必要である。

また、3～5年ぐらい児童相談全般を受け持つ業務を行い、その後虐待とか非行に専門特化したセクションに配置していくシステムの確立が必要である。

さらに、現在、児童相談所現場は、数少ない児童福祉司において、虐待の初期対応に追われ、家族再統合等のケアのところまで手が回らない状況にある。ケアのところまで児童福祉司が手が回るようになれば、仕事の達成感が持てるようになるのではないか。

そのためには、児童福祉司の増員が必要であり、現在の人口割りを基準とするよりもケース割りで配置すべきである。という意見です。

「中間的な議論の整理」もこのような議論を踏まえた書きぶりになっていると思いますので、一度お目通しをお願いします。(厚生労働省のホームページで入手可能です。)

月1回のペースで議論は進んでおり、毎回、時間一杯まで熱心な議論をしています。

次回は、「一時保護所のあり方」についての議論の内容をお伝えしたいと思います。

最後に、事務局を担当する雇用均等・児童家庭局の事務官の資料のまとめ方、議論を円滑に進めるための事前準備の手際良さについても、学ばされることが多くあります。

児童相談所の専門性について

南勢志摩児童相談所長 伊藤 一美

児童相談所歴がようやく4年めに入ったばかりの私が、児童相談所の専門性について、このような場で何か言うのは憚られるところですが、折角の機会ですので、今まで部外者であった者から児童相談所の専門性というものはどう見えるかという観点から、少し感想を述べたいと思います。なお、児童福祉司としての経験しかありませんので、その立場で感じたことであることを先にお断りしておきます。

児童相談所は、戦災浮浪孤児、非行相談、障害児相談、不登校相談、虐待相談など、子どもの領域に顕れてくるその時々の子どもの新たな課題に対して、いつもパイオニア的役割を担って（担わされて）きたと言われていますが、正直私は児童相談所に来るまでそういうことは知りませんでした。児童相談所という機関を意識したのは、オーム真理教の事件と子どもの虐待に関する報道が続いた頃からのような気がします。その頃は福祉事務所に在職していましたが、高齢者福祉の担当で、児童相談所の職員と接する機会も殆どありませんでした。

そんな私が児童相談所に来てまず驚いたのは、ケース会議等での徹底した議論です。最初の頃は飛び交う専門用語もよくわからず茫然としていましたが、より善き子どもの処遇を真剣に追求するその姿勢に圧倒され、県行政にもこんな職場があるのだと感動したことをいまでもよく覚えています。

そして、私自身拙いながらも児童福祉司として歩みはじめ、その責任の重大さが徐々にわかってきました。児童相談所は、様々な行政機関の中でも飛び抜けて大きな権限を与えられています。それは、他人の人生に大きな影響を及ぼしてしまうほどのものです。ケース会議はこのような覚悟をもって臨む、いわば真剣勝負の場であることが私にもようやくわかってきました。

ここからケースワークとは何かという模索が始まります。私だけかもしれませんが、判定員は専門家であるが、ワーカーは所詮素人であるというコンプレックスがあります。素人である私が判定員と互角に渡り合えるような知見をどのような方法論で獲得していくか。

児童相談所は子どもを援助の対象としていますが、その子どものより善き処遇を考えるためには、親や家族、地域社会までも射程に入れていく必要があります。親や家族への援助、学校等関係機関との調整等やるべきことは山ほどあります。虐待対応では親との対立は避けては通れません。対立関係も援助過程のプロセスであり、その意味ではケースワークの一つの方法です。

このようなケースワークを実践していくことによって、ケースの見立てをワーカーなりにできるようになるのでしょう。

最近、児童相談所は機能していない、専門機関といいながら専門家がないのではないか、という批判がマスコミ等からよく聞かれるようになりました。これは、それだけ児童相談所に対する社会の関心、期待が高まっていることの裏返しであると思います。

児童相談所は、このような期待にどのように応えていけばいいのか。専門職の採用、配置も一つの有効な方法でしょう。しかし、それだけではないのではないかと、何かもやもやした気持ちもあります。児童相談所を専門職だけの世界にしてしまうのではなく、素人であることによって感じることをすること、そのような素人がケースと格闘することによって初めてつかみうる何かを大切にしていくこと。このような姿勢もまた、児童相談所の専門性の一部ではないかという気がしています。

うまく言えませんので、私たちの大先輩である川崎二三彦氏の次の言葉を借りて、私の拙い感想を終えたいと思います。

「偶然その場に居合わせたような人たちが必死になって児童福祉のために全力を傾けてきた、というのがつまり児童相談所の実際の歴史なのである。換言すれば、全国的に見て児童福祉・児童相談のための十分な組織的保証、人事政策、研修システム、その他あらゆるものが確立しない状態でこの仕事に出会った多くの人たちが、直面した業務の重大性に気づき、やりがいを感じたり、はまりこんでしまって、悪条件や困難も顧みずに苦闘し続けた結果として、何とか日本の児童福祉は守られ、児童相談における財産も築かれてきたのである。むろんこの事実が専門職の配置等を否定する理由になり得ないことは明白ではあっても、これは記憶にとどめておいていい、と私は思う。」

伊賀児童相談所紹介

伊賀児童相談所長 中尾 正

本年度から新しい組織のもとで伊賀児童相談所がスタートしました。

常勤職員は、正規職員6名と非常勤嘱託職員1名の7名と小さな所帯ですので、情報共有、意思疎通はスムーズにでき、職場の雰囲気は非常に和やかで、良い点もたくさんありますが、出張や相談で事務室にいる者が少ないので毎日、留守番を確保するのに苦労しています。

ちなみに、7名の男女構成は、女性4名、男性3名と女性の多い職場です。

当児童相談所の管内は、昨年11月の市町村合併により伊賀市と名張市の2市で、管内人口は約184千人、うち児童人口は約32千人とそれほど多くはありませんが、伊賀市は人の流入が少なく、一方名張市は大阪方面からの流入の多い市で、住民の意識や相談の傾向も異なっています。

児童福祉法の改正により、市町村も相談窓口になったことを受けて4月から毎週1回伊賀市と名張市のそれぞれの相談日を設け、当児童相談所の職員と市職員が一緒に相談に当たっています。

市の自覚も高まり、相談件数も増加しており、市を通じた虐待通告も増加しています。今後は両市の相談体制の充実、強化に期待していきたいと思います。

当児童相談所の相談件数は、平成16年度は、467件で児童人口の1.45%となっており、前年度より10.9%増加しています。

また、児童虐待に係る相談件数は、平成13年度から30件台で推移しており、児童人口の0.11~0.12%でしたが、平成17年度は、前述のように市を通しての通告が増えたこともあり、7月末で20件とハイペースで推移し、全国並に児童人口の0.15%に達する見込みです。

取りとめのない話になりましたが、今後とも皆様のご支援をお願いします。

NPO紹介

MCサポートセンターみっくみえ 代表 松岡 典子

助産師、心理カウンセラー等の人たちが中心となり、妊娠、出産をきっかけに大きな変化を経験するお母さんたちをサポートし、子どもの心身の健康な発達につなげていく活動をしています。主な活動内容は、

1 子育てに関するあらゆる相談

＜みっくみえ無料何でも電話相談＞

相談日 毎日 受付時間 9:00～19:00

Tel 0594-21-4935

2 母乳育児指導、沐浴指導、離乳食・栄養相談等の育児に関する支援事業

3 講演会・セミナーの開催や講師の派遣

子育てにお悩みのお母さん、お気軽に相談してみてください。

所在地：〒511-0851 桑名市大字西別所302番地

Tel 0594-21-4935

児童相談所に今後求められる判定機能

紀州児童相談所長 久保 正

所長以下虐待対応協力員を含めて7人という少人数の当所にも、虐待通告は増加を続けています。児童福祉法第28条を適用したり、児童虐待防止法第10条の警察の援助をお願いしながら立ち入り調査をし、子どもを職権保護するなど深刻な事例も増えています。

このような児童虐待への対応等の社会的要請が高まる中で、児童相談所の心理判定業務は、今日的ないくつかの課題を抱えています。

そのひとつは、児童福祉法改正によって明記された「親子の再統合」に向けての親指導へのアプローチという側面です。親の指導に関しては、法改正では「児童福祉司指導」になっていますが、実際は親のカウンセリングについても、親子の調整についても児童心理司の関与が求められる場所が多くなることと思われれます。つまり、相談意欲のない対立している保護者とどのように関係性を作っていくかについては、従来の信頼性を基礎したアプローチ方法を見直し、リスクアセスメントを行うために心理診断という手法が有効であります。また、親の認知のゆがみの修整、親子の心のケアのための心理療法的アプローチの技術や知見も必要となっています。

このような状況のなか、心理判定の意見に関しての妥当性についても社会的な評価が厳しくなってくると思われれます。例えば、「心理的虐待」や「ネグレクト」を理由に家庭裁判所に法第28条の審判を求める場合は、心理判定の所見や資料の提示が大きなポイントとなると思われれます。

裁判官に虐待についての理解を深めてもらい、子どもの最善の利益に沿った審判を下してもらうためには、心理判定の所見や資料の提示は重要なものになると思われれます。

また、近年は行政の公平性や透明性が強く求められており、療育手帳の判定や施設措置の場合、その判断の根拠において一層の客観性、公平性が問われてくると思われれます。

このような社会的な要請に応える力量を蓄えていくことが、児童心理司の持つ判定能力に付与されてくるものと考えます。

児童相談所は、今後ますます児童虐待対応の中心的機関としてその役割を担うことが期待され、その動向が一層社会的な注目を集めることと思います。

いわば大きな舞台に立った今、拍手喝采を受けるのか、退場を余儀なくされるのか、児童心理司を含む児童相談所全体が岐路に立っているのだと思います。

「愛着」関係の重要性

北勢児童相談所 山本智佳央

4月の異動で、5年ぶりに児童相談所に戻ってきました。5年前の職場も北勢児童相談所でしたので、桑員、三泗、鈴亀という管轄地域には全く変更がないのですが、当時と比べると寄せられる相談の内容が大きく変わっていることを日々実感しています。ご承知の通り、「児童虐待」に関する相談や通告が増えていることが一番の理由です。

また、一時保護所が連日満員になっていたり、お預かりした子どもさんを施設に措置しようにも、どの施設もほとんど定員一杯になっているため、なかなか思うように仕事を進められないといった状況も、当時とは大きく異なる点です。時代の変化・社会情勢の変化、加えて児童相談所に求められる仕事の変化を痛感する毎日です。

ところで、5年ぶりに子どもの分野に戻ってきて、改めて「愛着」の重要性を感じています。一般には「愛着がわく」とか「愛着のあるもの」といった使い方がされるように、『慣れ親しんでいる人やものに心をひかれ、はなれがたく感ずること』を指すのですが、心理学的には少し意味合いが違って、『特定の人物に対する心理的な結びつき』を指します。例えば、乳児が母親との接近を求める行動に現れるような、親子間の結びつきのことです。

しかし、肝心の「愛着」それ自体は、実は目には見えません。目に見えないもののことを考えたり、誰かに伝えようとするのはなかなか難しいことなのですが、それでも「安心して誰かに寄りかけられる」という感覚とか、「自分は守られている」という感覚、と言い換えれば、少しイメージしてもらいやすいかも知れません。

こうした感覚が幼いときにしっかり身に付いているかどうか、実は思春期を迎えて、さらには大人になって「自立」という課題を目の前にしたときに、どうも大きく影響しているようです。以前に関わりのあった子ども達の中でも、家族や生い立ちに恵まれなかった子が、今、就職や社会生活につまずいている様子を見るにつれ、そんなことを考えたりしています。

親から虐待を受けて育ったり、幼くして施設での生活を強いられる子どもたちに、どれだけ「守られている」感覚、「誰かに寄りかけられる」感覚を身につけてもらえるか。これは、私たち“子どもに関わる大人”や、さらには“子どもを支える社会全体”に課せられた深く重いテーマです。即効性のある方法などなかなか見つけられないでしょうが、常にこうした視点を持ちながら、児童相談所での仕事に臨んでいきたいと思っています。

介入のとき

中勢児童相談所 奥山恵子

第4金曜日の夕方、定例の読書会の日である。児童精神科医師を中心に行う自主勉強会。今回の本は「虐待と非行臨床」橋本和明著 創元社出版である。先般、新聞報道でもあったように旬のテーマであり、是非、参加したいところである。

その、あわただしい中、介入の方法が決まらず、所内会議が行われている。保育園に通園している3歳男児。1年前より小さな傷がたびたびあったが、今回、初めての通告である。特に週明けに多い。母子家庭であるが男性が同居している。母親はキャリアウーマン。経済的には安定。

保育園に出向き、傷を確認、聴取しながら児、母親像を明らかにしていく。相談所に戻り、一時保護アセスメントシートの作成、重傷度の判断、乳幼児リスクアセスメント表を作成し、介入の判断をする。週末であり、保育園への母親の迎えまでに、あと2時間。焦りながらの会議である。

重傷度判断（大阪府保健所と大阪府子ども家庭センターが使用）は中度、一時保護決定に向けてのアセスメントシート（厚生労働省子ども虐待対応の手引き）では、乳幼児であり、繰り返す可能性があるため、発生前の一時保護を検討となる。保健分野の乳幼児虐待リスクアセスメント指標（子ども虐待予防地域保健研究会）では中等度となる。

会議の中心は一時保護をする根拠、しない根拠、安全のサインについてである。母親に接触して、話し合いにならなかった場合、明日から保育園に連れてこなくなった場合、週末に男性ともめて取り返しのつかない怪我になったら・・・不安はつきない。しかし、長期的につけられてきた傷は小さく直接生命に危険があるとは考えにくい、保育園には登園させている、隠すことはしていない。低年齢であることから危険は十分に考えなければならない反面、低年齢であるゆえ母子分離は慎重でなければならない。判断に迷う、母親像が今ひとつ明確にならない・・・こんな金曜日がたびたびである。

結果、夕方、母親に接触し話し合った。児童福祉司から、子どもを守れない母親は法的に虐待をしていることになることを伝えた。母親は言うことを聞かない子どもの扱いに困り、教育係として男性に依存していたことがわかり、子育てについて話し合う機会を持った。母親に出会って得られた安心材料も多くあった。

介入は、その後の見通しを立てながら時期、方法を検討するが、介入することよりも、それまでの判断に悩むことが多いのである。